

最高裁秘書第270号

令和3年2月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月12日付け（同月14日受付，第020865号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年3月5日付け最高裁刑二第93号刑事局長，行政局長送付「国税通則法，地方税法，関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による各種令状の参考書式について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁判所第二第九三号

(訟ろ一五-A)

平成30年3月5日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 安 東 章

最高裁判所事務総局行政局長 平 田 豊

国税通則法，地方税法，関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による各種令状の参考書式について（送付）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号），所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）及び関税定率法等の一部を改正する法律（平成29年法律第13号）（以下，併せて「改正法」という。）の公布については，平成29年4月20日付けでJ・NETポータルに掲載してお知らせしたところですが，改正法により，国税通則法（廃止される国税犯則取締法の規定が編入される。），地方税法，関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律において，犯則事件の調査に係る規定が改正され，電磁的記録に係る証拠収集手続の整備等が行われることに伴い，別表書式欄記載の各令状の参考書式を別添のとおり作成しましたので，送付します。

なお，改正法による改正後の犯則事件の調査に係る規定は，いずれも平成30年4月1日から施行されます。

おって，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から送付してください。

(別表)

番号	書式	対応する本件改正後の法令	過去の送付との対応関係
1-1	臨検搜索差押許可状	国税通則法132条 地方税法22条の4 関税法121条	改正前の国税犯則取締法2条、 関税法121条各所定の臨検搜索差押許可状の参考書式として、平成12年11月27日最高裁判二第367号刑事局長、行政局長送付「行政手続における各種令状の参考書式について」の別紙2-1, 2-2, 3-1, 3-2
1-2	臨検搜索差押許可状(差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲の記載があるもの)	国税通則法132条 地方税法22条の4 関税法121条	
2	記録命令付差押許可状	国税通則法132条 地方税法22条の4 関税法121条	
3	鑑定処分許可状	国税通則法147条 地方税法22条の19 関税法136条	改正前の関税法132条の2所定の鑑定処分許可状の参考書式として、平成20年5月27日最高裁判二第000587号刑事局長、行政局長送付「関税法による鑑定処分許可状の参考書式について」の別紙1, 2
4-1	臨検搜索差押許可状	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下、「実特法」という。)10条の3	改正前の実特法10条の3所定の臨検搜索差押許可状の参考書式として、平成18年4月4日最高裁判二第000139号刑事局長、行政局長送付「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する

			法律による臨検捜索差押許可状の参考書式について」の別紙 1, 2
4-2	臨検捜索差押許可状（差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲の記載があるもの）	実特法10条の4, 同条において準用する国税通則法132条	
5	記録命令付差押許可状	実特法10条の3	
6	鑑定処分許可状	実特法10条の4, 同条において準用する国税通則法147条	

臨検 捜索 差押 許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生
犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり臨検, 捜索及び差押えをすることを許可する。	
臨 検 す べ き 物 件 又 は 場 所 , 捜 索 す べ き 身 体 , 物 件 又 は 場 所	
差 し 押 さ え る べ き 物 件	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により臨検, 捜索又は差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 臨検, 捜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

臨検 捜索 差押 許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生
犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり臨検, 捜索及び差押えをすることを許可する。	
臨 検 す べ き 物 件 又 は 場 所 , 捜 索 す べ き 身 体 , 物 件 又 は 場 所	
差 し 押 さ え る べ き 物 件	
差 し 押 さ え る べ き 電 子 計 算 機 に 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し て い る 記 録 媒 体 であ っ て , そ の 電 磁 的 記 録 を 複 写 す べ き も の の 範 囲	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により臨検, 捜索又は差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 臨検, 捜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 <div style="text-align: center;"> 裁 判 所 裁 判 官 </div>	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

記録命令付差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生
犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 記録命令付差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官職氏名	

鑑定処分許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生	
犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		
鑑 定 人	氏 名 職 業	
破 壊 す べ き 物 件		
有 効 期 間	平成 年 月 日まで	
有効期間経過後は, この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
請 求 者 の 官 職 氏 名		

臨検搜索差押許可状

要請国における犯則 嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生
国の要請に係る犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり臨検, 搜索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき物件又 は場所, 搜索すべき 身体, 物件又は場所	
差し押さえるべき物件	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により臨検, 搜索又は差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 臨検, 搜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官職氏名	

臨検搜索差押許可状

要請国における犯則 嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日 生
国の要請に係る犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり臨検, 搜索及び差押えをすることを許可する。	
臨検すべき物件又 は場所, 搜索すべき 身体, 物件又は場所	
差し押さえるべき物件	
差し押さえるべき電子 計算機に電気通信回線 で接続している記録媒 体であって, その電磁 的記録を複写すべきも のの範囲	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により臨検, 搜索又は差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 臨検, 搜索又は差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 職 氏 名	

記録命令付差押許可状

要請国における犯則 嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)	年 月 日生
国の要請に係る犯則嫌疑者に対する 犯則事件 について, 下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。	
記録させ又は印刷さ せるべき電磁的記録	
電磁的記録を記録させ 又は印刷させるべき者	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は, この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この 場合には, これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても, 記録命令付差押えの必要がなくなったときは, 直ちにこれを当 裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官職氏名	

鑑定処分許可状

要請国における犯則 嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については, 名称)		年 月 日生
国の要請に係る犯則嫌疑者に対する について, 次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。		犯則事件
鑑 定 人	氏 名 職 業	
破 壊 す べ き 物 件		
有 効 期 間	平成 年 月 日まで	
有効期間経過後は, この令状により許可された処分に着手することができない。この場 合には, これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 地 方 裁 判 所 裁 判 官		
請 求 者 の 官 職 氏 名		